資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し二億五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年一月十日であり、株主総会の決議は、平成二十八年十一月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年八月十二日

掲載頁　六十二頁（号外第一七八号）

平成二十八年十二月一日

茨城県土浦市東城寺五〇三番地

株式会社ゆうもあ村

代表取締役　小松崎栄司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十一月二十一日

掲載頁　五十九頁（号外第二五五号）

平成二十八年十二月一日

京都市上京区千本通出水下ル十四軒町三九七番地の二

株式会社アークムセン

代表取締役　奥野　正人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万円減少して三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十二月一日

大阪市淀川区十三元今里二丁目二番四九号

㈱同珍荘ビューアイ13

代表社員　関川みさえ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十一月二十五日

掲載頁　六十頁（号外第二五九号）

平成二十八年十二月一日

大阪府堺市南区三原台三丁六番二号

株式会社ジヤパンエンタープライズ

代表取締役　濵田　英雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十一月二十五日

掲載頁　六十一頁（号外第二五九号）

平成二十八年十二月一日

広島県尾道市長江一丁目二九番一四号

藤浪商事株式会社

代表取締役　大藤　怜子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年十二月一日

香川県高松市常磐町一丁目三番地一瓦町Ｆ

ＬＡＧ九階

高松電力株式会社

代表取締役　尾崎　充洋

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月一日

埼玉県戸田市笹目七丁目六番地の三六

株式会社福田電機製作所

代表取締役　福田　勝也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月一日

大阪市西区北堀江三丁目一二番二三号三木産業ビル

株式会社デン

代表取締役　寺澤　正郎

任意清算公告

当社は、平成二十八年十一月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十二月一日

兵庫県西宮市若山町八番三五―三一一号

合資会社Ｇｏｏｄ＆Ｂｅ

代表社員　長谷川浩一

出資一口の金額の減少公告

平成二十八年十一月二十二日開催の本組合の通常総会において、出資一口五十万円を一口三十万円に減少することとし、現在の一口五十万円は、一口三十万円とする旨の決議を致しました。

この減少に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨を申し出て下さい。異議の申し出がないときは、異議のないものとみなします。

以上、中小企業等協同組合法第五六条の二第二項の規定により公告いたします。

平成二十八年十二月一日

東京都豊島区巣鴨二丁目一二番三号

東京中央警備業協同組合

代表理事　久恒　康裕

債権申出の公告

当社は、平成二十八年九月三十日に日本における保険業を廃止したことに伴い、同日をもって外国損害保険業免許の効力を失いました。よって、当社の日本支店は清算手続に入ることとなりましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング二七階ＥＹ弁護士法人

フェデラル・インシュアランス・カンパニー日本支店

清算人　北村　豊

訂正公告

平成二十八年十一月十一日（号外第二四九号）掲載の株式会社マツオカに係る資本金の額の減少公告及び第五十八期決算公告（枠組）中、「流動負債」｜110,827,648｜とあるは「流動負債」｜181,827,648｜に、「株主資本」｜△752,529｜とあるは「株主資本」｜△71,752,529｜に、「利益剰余金」｜△27,088,518｜とあるは「利益剰余金」｜△98,088,518｜に、「その他利益剰余金」｜△47,088,518｜とあるは「その他利益剰余金」｜△118,088,518｜に「（うち当期純利益）」｜（74,063,763）｜とあるは「（うち当期純利益）」｜（3,063,763）｜の誤りにつき、それぞれ訂正します。

平成二十八年十二月一日

東京都江東区北砂二丁目六番六号

株式会社マツオカ

代表取締役　松岡　憲子

正誤

ページ	段	行	誤	正
六	上	終りから一六～一五	事業	会計

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月三十日付特第四二号
日付政府調達第二二五号一

一二ページ●十二月一日付第二六六号六四ページ●同
〇四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）